

## 平成29年度 第3回国立大学法人滋賀医科大学学長選考会議 議事要旨

日 時 平成30年1月22日（月） 15時30分～17時05分  
（経営協議会終了後）

場 所 中会議室（管理棟2階）

出席者 学外委員 猪飼委員、位田委員、川端委員、平井委員、渡邊委員  
学内委員 桑田委員、松浦委員、田中委員、野崎委員

欠席者 学内委員 村田委員

陪席者 植田総務課長、西田課長補佐、布施総務係長、岡田総務係員

### 議 事

#### 1. 確認事項

##### 1) 第2回学長選考会議議事の確認

位田議長から、平成29年度第2回学長選考会議における審議結果について、次のとおり確認があった。

- ・学長選考等実施細則の改正案について、一部修正の上、次回あらためて審議する。
- ・学長の業務執行状況の確認方法は、2年に1回、学長から業務執行状況の説明を受け、学長選考会議委員からの質疑・応答、及び学長選考会議委員からの助言や意見交換を行う。
- ・学長の任期及び解任審査については、次回審議する。

#### 2. 審議事項

##### 1) 国立大学法人滋賀医科大学学長選考等実施細則【改正案】について

位田議長から、資料1に基づき説明があり、審議の結果、後で審議することとしている解任審査に係る条項を除き、原案どおり承認された。

また、位田議長から、前回の学長選考会議における審議結果を踏まえ、会議資料とする際に募集した意見に付す職種名称について、席上配付資料に基づき説明があった。これを受け、平井委員から、学長及び理事は「役員」であって、その意見は重要であり、「職員」と付すことに違和感があるとの指摘があり、再度審議することとなった。その結果、意見の背景等を考慮するために職種を付して会議資料とすることとしているが、匿名性が担保されることで意見が出

やすくなるという観点から、職種区分は最小限とすることとし、第3条第2項に規定する各号について、次のとおり表記することが承認された。

- ・(1) から (3)、(5)、(6) については、「役職員」
- ・(4) については、「教員」
- ・(7) から (13) については、「病院職員」

## 2) 学長の任期について

位田議長から、資料2に基づき、本学が中期計画5年目から次の中期計画の4年目終了までの6年任期としている利点等について説明があり、任期及び再任不可としている現状どおりとすることの提案があり、審議の結果、承認された。

## 3) 学長の解任審査について

位田議長から、資料3に基づき各大学における学長解任審査請求の要件等について説明があり、学長解任審査請求の要件及び解任審査について次のとおり規定することの提案があり、審議の結果、承認された。

(解任審査請求の要件)

- ・学長選考会議構成員の1名以上
- ・教育研究評議会又は経営協議会いずれかの構成員の3分の1以上
- ・学長推薦資格者のうち、学長を除いた者の3分の1以上

(解任審査)

・解任の決定は、学長選考会議の構成員の3分の2以上の賛成による議決  
なお、学長の解任審査に係る国立大学法人滋賀医科大学学長選考等実施細則の改正については、次回審議することとなった。

## 3. 今後のスケジュール

### 1) 学長選考説明会

位田議長から、全学フォーラム開催日の3月2日に併せて開催する学長選考説明会では、構成員からの意見募集方法及び学長選考プロセスについて議長から説明することとしているが、議長の他に出席可能な学外委員について照会があり、平井委員が出席されることとなった。

### 2) 学長の業務執行状況の確認等

位田議長から、次回の本会議において参考資料のとおり学長の業務執行状況の確認を実施することの説明があり、協力依頼があった。

以上